



▲11月9日(日) ふれあいTAISHI 2014・たいし聖徳市

まちの情報紙

議会だより(第148号)合併号

広報

# 太子

Public  
Relations  
TAISHI Town

2014

12

月号

No.481

## 主な内容

- 2 町の職員数と給与状況についての公表です
- 4 税金の納期の納付にご協力を願います！
- 5 軽自動車税の改正
- 6 年末は26日(金)までですが……
- 7 人権コーナー「気づく」
- 8 フォトニュースNo.1
- 10 フォトニュースNo.2
- 12 みんなのひろば
- 15 健康インフォメーション
- 17 高齢者情報局
- 23 タウンインフォメーション

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分	勤続10年	勤続15年	勤続20年	
一般行政職	大学卒	258,200円	295,500円	327,000円
	高校卒	227,700円	265,700円	302,500円

注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいうものです。

(7) 職員の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計	
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主査	主任	参事 主幹	室長 グループ長	室長		
職員数	1	13	12	49	14	22	1	112人	
構成比	26年度	0.9	11.6	10.7	43.8	12.5	19.6	0.9	100%
	25年度	0.9	14.2	11.5	40.7	15.0	16.8	0.9	100%

注) 太子町の給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。  
標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員手当の状況(一般行政職)

区分	太子町	国		
扶養手当	配偶者	13,000円	同	
	その他の扶養親族 子等 15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日迄	6,500円 (配偶者がいない1人目:11,000円) (配偶者が扶養対象外の1人目:6,500円)		
		(上記の額に加算) 5,000円		
		支給対象職員平均支給月額 (H26.4.1現在)		23,047円
住居手当	借家で家賃(12千円を超える額)を支払っている者	27,000円を限度として支給	同	
	支給対象職員平均支給月額 (H26.4.1現在)	24,007円		
通勤手当	交通機関利用者	6か月定期券の価格にて一括支給(1ヶ月当たりの運賃等相当額は55,000円迄全額支給)	同	
	自動車など 交通用具 利用者	片道2km以上5km未満		2,000円
		// 5km以上10km未満		4,100円
		// 10km以上15km未満		6,500円
		// 15km以上20km未満		8,900円
		// 20km以上25km未満		11,300円
		// 25km以上30km未満		13,700円
		// 30km以上35km未満		16,100円
		// 35km以上40km未満		18,500円
		// 40km以上45km未満		20,900円
// 45km以上50km未満	21,800円			
// 50km以上55km未満	22,700円			
// 55km以上60km未満	23,600円			
// 60km以上	24,500円			
上記併用者	上記による算定額より55,000円迄全額支給			
支給対象職員平均支給月額 (H26.4.1現在)	10,017円			
地域手当	支給対象地域	全地域	同	
	支給率	3%		
	支給対象職員平均支給月額 (H26.4.1現在)	11,000円		

◆問合せ 秘書広報グループ ☎(98)5531

本町の一般職員等の給与につきましては、町条例に基づき支給しており、その内容は、毎年度、町議会におきましてご審議いただいております。住民の皆さんにより広くその内容をご理解いただくため、「太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、平成26年4月1日現在の給与状況等をお知らせ致します。



(1) 人件費の状況

(普通会計決算)

区分	歳出額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
25年度	5,838,949	865,935	14.8%
24年度	4,538,001	960,327	21.2%

注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与の状況

(普通会計予算)

区分	給与費			
	給料 (千円)	職員手当 (千円)	期末・勤勉手当 (千円)	計(千円) B
26年度	426,071	92,979	162,437	681,487
25年度	421,631	87,975	159,687	669,293

注) 職員手当には退職手当は含みません。  
給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況

(ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100として比較した指数です)  
(各年4月1日現在)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ラスパイレス指数	97.5	97.1	98.4	97.9	107.2(98.9)	105.6(97.5)
前年比	±0	▲0.4	1.3	▲0.5	9.3(1.0)	▲1.6(▲1.4)

注) 平成24年度の( )書は、国家公務員の給与カット前の給与水準に対する値です。

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(各年4月1日現在)

年度	区分	平均給料月額	平均年齢
26年度	一般行政職	338,544円	44.3歳
25年度	一般行政職	334,052円	43.7歳

注) 一般行政職とは、税務・水道・幼稚園等を除いた一般事務職です。

(5) 職員の初任給の状況 ~給与構造改革により初任給を削減~

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	185,800円	155,700円



浅野町長

(10) 特別職・教育長の給料等の状況

区 分		給料月額等
給 料	町 長	672,400円 (820,000円)
	副 町 長	665,000円 (700,000円)
	教 育 長	627,000円 (660,000円)
期 末 手 当	(平成25年度支給割合)	
	町 長	6 月期 1.85月分
	副 町 長	12月期 2.00月分
	教 育 長	計 3.85月分

注) 給料月額等の( )は、減額する前の金額です。  
町長、副町長及び教育長の給料月額は、町長18%、副町長及び教育長は5%削減した額です。

★行財政改革等で取り組んできた抑制内容

- 町長、副町長及び教育長への期末手当(+0.05月)改定を見送り(平成19年12月～)
- 町長、副町長及び教育長への期末手当(+0.05月)改定を見送り(平成17年12月～)
- 町長の給料月額を18%削減(平成17年4月～)
- 収入役制度の廃止(平成17年1月～)
- 副町長及び教育長の給料月額をそれぞれ5%削減(平成16年4月～)
- 町長の給料月額を10%削減(平成16年4月～平成17年3月)
- 町長、収入役及び教育長の退職手当をそれぞれ50%、20%及び20%削減(平成15年12月～平成16年11月)
- 町長、副町長、収入役及び教育長の給料月額をそれぞれ5%、4%、3%及び3%削減(平成15年1月～平成16年4月)
- 町長、副町長、収入役及び教育長の調整手当(10%)の廃止(平成11年4月～)

※平成19年4月より名称が助役から副町長になりました。

(11) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分	職 員 数(人)		増減数(人)	主な増減理由	
	平成26年	平成25年			
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
	総 務	29	29	0	
	税 務	8	9	▲ 1	退職不補充による減
	民 生	12	11	+ 1	人員見直しによる増
	衛 生	9	9	0	
	農林水産	3	3	0	
	商 工	2	2	0	
	土 木	8	8	0	
	小 計	73	73	0	
	特 別 行 政 部 門	教 育	20	21	▲ 1
小 計	20	21	▲ 1		
公 営 企 業 審 計 部 門	水 道	4	4	0	
	下 水 道	3	3	0	
	そ の 他	12	12	0	
	小 計	9	19	0	
合 計	112	113	▲ 1		

※平成14年度以降、合計31人の人員削減となっています。

(12) 年齢別職員構成の状況

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	平成26年	0人	1人	8人	4人	6人	13人	25人	12人	20人	14人	8人	
平成25年	0人	0人	8人	5人	7人	19人	19人	14人	19人	14人	8人	0人	113人

※(7)(11)(12)の職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員及び特別職・教育長を除いています。



管理職手当	室長	グループ長	参事	主幹
	50,000円	45,000円	40,000円	37,000円
支給対象職員平均支給月額(H26.4.1現在)				42,993円
時間外勤務手当	平成25年度支給総額(普通会計)			18,125千円
	同支給対象職員平均支給月額			22,212円

※特殊勤務手当の支給はありません。

期 末 ・ 勤 勉 手 当	太 子 町		国		
	(平成25年度支給割合)				
	6 月期	1.225月分	0.675月分	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分	1.375月分	0.675月分
計		2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 4級～7級(5～15%)				職務等の加算については一部異なる	
支給対象職員平均支給年額 (平成25年度)		期末手当	1,008,783円		
		勤勉手当	526,396円		

退 職 手 当	区 分	太 子 町		国	
		自己都合	勤奨・定年		
	勤続20年	21.62月分	27.025月分		同
	勤続25年	30.82月分	36.57月分		
	勤続35年	43.7 月分	52.44月分		
	最高限度額	52.44月分	52.44月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例(2～20%)				

★行財政改革や給与構造改革等で取り組んできた抑制内容

- 退職手当支給額の引下げ(平成25年3月～)
- 部長制の廃止(平成24年5月～)
- 住居手当の自宅(持家)にかかる手当(新築等5年に限り2,500円)を廃止(平成21年12月～)
- 住居手当を国並み支給に見直し(平成20年4月～)
- 給与構造改革により、調整手当(10%)を地域手当(3%)に見直し(平成18年4月～)
- 給与構造改革により給料昇給カーブのフラット化(給与月額平均4.8%(最大7.0%)の引下げ)(平成18年4月～)
- 住居手当のその他の者への支給を廃止(平成18年4月～)
- 一般職の給料月額を2%削減(平成17年4月～平成18年3月)
- 一般職の退職手当の加算制度を廃止(平成17年4月～)
- 管理職手当を定率支給(17%～10%)から定額支給(55,000円～33,000円)に見直し(平成16年7月～)
- 管理職手当を10%削減(平成11年4月～平成12年3月)

(9) 議会議員の報酬等の状況

区 分		給料月額等
報 酬	議 長	360,000円
	副 議 長	340,000円
	議 員	320,000円
期 末 手 当	(平成25年度支給割合)	
	議 長	6 月期 1.85月分
	副 議 長	12月期 2.00月分
	議 員	計 3.85月分

★行財政改革等で取り組んできた抑制内容

- 議員定数を1名削減(12人→11人)(平成24年10月～)
- 議員定数を2名削減(14人→12人)(平成20年10月～)
- 期末手当(+0.05月)改定を見送り(平成19年12月～)
- 期末手当(+0.05月)改定を見送り(平成17年12月～)
- 議員定数を2名削減(16人→14人)(平成16年10月～)
- 議会議員が各種審議会等へ出席した場合に支給される報酬を廃止(平成16年4月～)
- 常任委員会視察研修の廃止(平成16年4月～)
- 報酬月額を3%削減(平成15年1月～平成16年10月)



## 税金の納期内の納付に、ご協力をお願いします！

# 12月は税込確保重点月間です

町では、大阪府の定めた「税込確保重点月間」と協調し、滞納者に対して徹底した催告や財産の差押などを行い、納期限内に納税された人との税の公平性を確保します。

皆さんに納付して頂く町税は、教育・福祉・生活環境・道路整備など、公共サービスの提供や安全で快適なまちづくりを進めるための貴重な財源となっています。

納税は国民の義務です。町税を滞納すると、納税の催告のために費用を要するため、皆さんに納付頂いた町税を有効に活用することができなくなります。税金の納期限内の納付にご協力をお願いします。

### 税金を納める方法

税金を納める方法は、町から送付される納付書で、定められた期限（納期限）までに、コンビニエンスストア・町税取扱い金融機関で納めて頂くことになっています。

#### 【町税取扱いコンビニエンスストア】

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、サークルK、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストアー、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト、スリーエフ、コミュニティ・ストア、セーブオン、MMK設置店

※ただし、次の要件にあてはまる納付書は、コンビニで納付できませんのでご注意ください。

- ・1枚で納期の納付額が30万円を超える納付書
- ・納期限が過ぎた納付書
- ・金額が訂正された納付書
- ・バーコード印刷がない納付書

#### 【町税取扱い金融機関】

大阪南農業協同組合（JA大阪南）・りそな銀行・三菱東京UFJ銀行・三井住友銀行・近畿大阪銀行・池田泉州銀行・南都銀行・関西アーバン銀行・大阪シティ信用金庫・成協信用組合・近畿労働金庫・近畿2府4県の各ゆうちょ銀行・郵便局

また、次の税目については、口座振替の方法によって納税することもできます。各納期限に指定された口座から税金を自動的に引き落としますので、期限毎に支払いに行く手間が省け、払い忘れを防ぎ安全で便利です。

#### ◎口座振替ができる町税

町府民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税

### 税金の滞納処分など

#### ○延滞金

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になりますと、本来納めるべき税額のほかに、延滞金もあわせて納めて頂かなければなりません。延滞金は、滞納税額を計算の基礎として納期限の翌日から起算して納付または納入される日までの期間に応じて計算します。

納期限を過ぎてから納付する場合、延滞金は納期限の翌日から1か月を経過する日までは2.9%、2か月目からは9.2%の割合で加算されます。

#### ○財産の差押など

税金を納期限までに納付して頂けない場合、督促状を送付し納付のお願いをしています。それ以外にも、催告書を発送したり、税務グループ職員が電話や訪問などによる納付のお願いをしたりする場合があります。その後も納付して頂けない場合は、やむを得ず徹底した財産調査を行い、財産の差押え（土地・家屋などの登記財産、給料、預貯金などその他）などを行うこととなります。

- 滞納処分は、自主的に納付頂けない場合に、法律に基づく手続きにより、税込の確保を図るものですので、このようなことがないように納期限内の納付にご協力ください。
- 何らかの事情があって納期限内に納税できない場合には、お早めに税務グループへご相談ください。

◆問合せ 税務グループ ☎98-5517



## 町税の納付は便利な口座振替で！

町税を銀行などの預貯金口座から自動的に振り替えて納めることができます。

納期限や納め忘れを気にすることなく、また一度手続きすれば解約するまで自動的に引き落とされます。

#### 【口座振替できる税】

- ・町府民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税

#### 【取扱金融機関】

納税通知書に記載の金融機関の本・支店及び全国のゆうちょ銀行（郵便局）

#### 【申込手続】

口座振替依頼書に必要事項を明記、押印し、税務グループへご郵送頂くだけで手続きできます。

ただし、税務グループでは、口座番号やお届け印の確認ができませんので、記載事項にお間違えのないようご注意ください。（ゆうちょ銀行で印かんの届け出が無い場合は、ゆうちょ銀行へ直接お申込みください。）

口座振替依頼書は公金取扱金融機関の窓口にも設置しています。金融機関に直接、口座振替依頼書を提出し、お申込み頂くこともできます。その際は、下記の「必要となるもの」をご持参ください。

【必要となるもの】 預貯金通帳・通帳届出印・納税通知書  
【振替日】 各税目の納期限の日が振替日となります。

◆問合せ 税務グループ ☎98-5517



# 軽自動車税の改正

平成26年の国による地方税制の改正により、平成27年4月1日から軽自動車税の税額が変わります。

また、三輪及び四輪以上の軽自動車のうち、新車で新規登録から13年を超える車両には、重課による新税率が適用されます。

軽自動車税は、毎年4月1日の所有者に課税されています。使用していない車両がありましたら、お早めに下記の軽自動車などの申告場所で、廃車や名義変更の手続きを行ってください。

## 【原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車の税率】

①平成27年度からすべての原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車に新税率が適用されます。

車種区分	総排気量	定格出力	旧税率	新税率
原動機付自転車	50cc以下	0.6kw以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	0.6kw超0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	0.8kw超	1,600円	2,400円
	ミニカー		2,500円	3,700円
軽二輪 (125cc超250cc以下)			2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 (250cc超)			4,000円	6,000円
小型特殊自動車 (農耕用)			1,600円	2,400円
小型特殊自動車 (その他)			4,700円	5,900円

## 【三輪及び四輪以上の軽自動車の税率】

②平成27年4月1日以降、新車で購入し、新規登録を受ける車両は下表の新税率が適用されます。

車種区分		旧税率	新税率
軽自動車	四輪以上の乗用 (660cc以下)	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	四輪以上の貨物 (660cc以下)	自家用	4,000円
		営業用	3,000円
	三輪 (660cc以下)	3,100円	
			10,800円
		6,900円	

③平成28年4月1日以降の基準日（毎年4月1日）時点で、新車で新規登録から13年を超える車両（14年目以降の軽自動車税）には、重課による新税率が適用されます。

車種区分		旧税率	重課による新税率
軽自動車	四輪以上の乗用 (660cc以下)	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	四輪以上の貨物 (660cc以下)	自家用	4,000円
		営業用	3,000円
	三輪 (660cc以下)	3,100円	
			12,900円
		8,200円	

※②、③に該当しない三輪及び四輪の軽自動車は、これまでどおり旧税率の適用となります。

### 《軽自動車などの申告場所》

- 原動機付自転車 (125cc以下)・小型特殊自動車・農耕作業用自動車⇒税務グループ ☎98-5517
- 軽四輪貨物・乗用⇒軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 (大阪府堺市西区山田2-190-3) ☎050-3816-1842
- 軽二輪・二輪の小型自動車⇒大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 (大阪府和泉市上代町官有地) ☎050-5540-2060

◆問合せ 税務グループ ☎98-5517



## 事業主の皆さんへ

### 従業員の個人住民税は「特別徴収」で納めましょう！

事業主は、原則として従業員の個人住民税を、給与から引き取り納入して頂くこと（特別徴収）が、法律により義務づけられています。南河内地区の市町村と大阪府は、適正かつ公平な課税・徴収に向け、連携して特別徴収制度を推進しています。

◆問合せ 税務グループ ☎98-5517

## 税理士による無料税務相談センター開設

近畿税理士会富田林支部による無料税務相談が行われます。

一般納税者で税理士などの関与がない人が対象になります。(予約要)

【とき】 12月25日(木) 午後1時～4時

【ところ】 役場3階 第2会議室

【内容】 口頭による所得税・相続税や経理などに関する事項

※相談時間は1人30分程度。

【申込】 電話申込みによる先着順 月～金曜日 午前9時～午後4時

※予約状況により当日申込みも可。

◆申込・問合せ 近畿税理士会富田林支部事務局 ☎25-6250

困ったときの  
**年末年始の  
 おたすけページ**

**町役場の一般業務**



**年末は26日(金)までですが……**

年末の役場・保健センター・福祉センター・公民館の一般業務は12月26日(金)まで、12月27日(土)から1月4日(日)まで休業させていただきます。ただし、業務によって利用していただけるものもあります。

**◎戸籍の届出**

戸籍に関する届け出(出生届・婚姻届・死亡届など)は、休業期間中でも受け付けます。

◆問合せ 住民人権グループ  
 ☎(98)5515

**◎いみ・し尿の収集**

ごみシールに同封されている日程表のとおり収集を行います。臨時ごみの収集については、12月9日(火)までに、また、臨時し尿汲み取りについては、12月26日(金)までに、安全環境グループへお申込みください。

**●12月最終ごみ収集日**

- もえるごみ 12月30日(火)
- 粗大ごみ 12月24日(水)
- ビン・カン混合 12月22日(月)
- 金属類 12月17日(水)
- ペットボトル 12月25日(木)
- プラスチック製容器包装 12月18日(木)

※最終ごみの日以降に出されたごみは一切収集しませんので、ご確認をお願いします。

●1月年始のごみ収集日  
 もえるごみ 1月6日(火)

粗大ごみ 1月14日(水)  
 ビン・カン混合 1月12日(月)

金属類 1月7日(水)  
 ペットボトル 1月22日(木)  
 プラスチック製容器包装 1月8日(木)

**●1月のし尿収集日**

小型・一般 1月8日(木)  
 2回取り 1月22日(木)  
 ※12月31日(水)～1月5日(月)のごみの収集は休ませて頂きますので、ご注意ください。

**●年末年始の南河内環境事業組合のごみの搬入受付**

年末 12月26日(金)  
 年始 1月5日(月)  
 ごみ搬入受付時間は、午前9時から午後5時までです。

**◎水道の開閉栓**

12月27日(土)から1月4日(日)までに引越しなどで水道の開閉栓がある場合は、12月26日(金)までに上下水道グループへご連絡ください。

◆問合せ 上下水道グループ  
 ☎(98)5536

**◎町立図書館**

12月29日(月)から1月3日(土)まで休室、休館します。

◆問合せ 町立図書館  
 ☎(98)5526

**◎町立公民館**

町立公民館  
 ☎(98)5530

**◎町立総合スポーツ公園**

体育館、テニスコート、グラウンドとも、12月28日(日)から1月5日(月)まで休園します。

**◎町立総合体育館**

町立総合体育館  
 ☎(98)5344

**◎町立竹内街道歴史資料館**

12月26日(金)から1月7日(水)まで休館します。

**◎町立竹内街道歴史資料館**

町立竹内街道歴史資料館  
 ☎(98)3266

**◎いきいき交流広場**

12月28日(日)から1月4日(日)まで休場します。

◆問合せ 高齢介護グループ  
 ☎(98)5538

**◎町立万葉ホール**

12月29日(月)から1月3日(土)まで休館します。

◆問合せ 総務政策グループ  
 ☎(98)0300



**年末年始  
 ねこ・犬の引取業務**

年末の引取最終日 12月26日(金)  
 年始の引取開始日 1月5日(月)

※引取申請の前に必ず藤井寺分室へご予約ください。

◆問合せ 大阪府動物管理指導所 藤井寺分室  
 ☎072(937)1101



# 気づく

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

## 人権週間

12月4日～10日は人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を遵守し確保するため、世界のすべての人々とすべての国々が達成すべき共通の目標として、昭和23年12月10日の第3回国連総会において採択され、このことを記念して12月10日が「人権デー」、また毎年12月4日～10日を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

町では、人権週間の期間中、太子町人権啓発推進大会のほか、下記の催しを行います。

### ○人権パネル展

「個人情報漏えいSTOP! 登録しよう本人通知制度」

【とき】12月4日(木)～9日(火)  
午前9時～午後5時30分

※土、日曜日を除く。

【ところ】役場1階 ロビー

### ◆問合せ

住民人権グループ ☎98-5515

## 北朝鮮人権侵害問題 啓発週間

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題などの実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務などが定められるとともに、毎年12月10日～16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることになりました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

### ◆問合せ

住民人権グループ ☎98-5515

## 拉致問題啓発映画 「めぐみ」上映会

一日も早い拉致被害者の帰国をめざして、拉致問題啓発映画「めぐみ」の上映会を、国・府・市内全市町村合同で行います。

【とき】12月14日(日)  
午後1時30分～3時15分  
(午後1時開場)

【ところ】ドーンセンター (大阪市中央区大手前1丁目3番49号)

### 【内容】

- ・政府の取組みについて (政府拉致問題対策本部)
- ・ドキュメンタリー映画 「めぐみー引き裂かれた家族の30年」

【参加費】無料

※当日先着順。

【主催】政府拉致問題対策本部、大阪府、太子町はじめ府内全市町村

### ◆問合せ 大阪府府民文化部人権局

☎06-6210-9280

住民人権グループ

☎98-5515

## 人権コラム「よき日へ」

## 「おkaaさんのために なにかしたい」

大阪教育大学 島 善信

先日、大阪府の南部にある小学校で開催された、文部科学省指定の人権教育の研究発表会に招かれました。案内状には、「人間性豊かで、活力ある子どもの育成」をテーマとして2年間の研究成果を公開するとあります。

発表会は前半が公開授業、後半が体育館での研究発表でした。その公開授業は、自分の生活や生まれた時のこと、なかまへの想い、地域のねがい、将来への夢など多彩なテーマで1年から6年の全学年で実施されました。どの授業も、みんなで考え良く練り上げられた、何時間もの取組みと活動をふまえた充実した内容でした。

1年生は、生活科「うちのひとのしごと」がテーマでした。その教室に入ると、ちょうどある女子児童が自分の文章を読むところでした。どの子も、しっかり顔を上げて前で発表する仲間に体ごと向き合っています。一瞬で、教室の中がピンと張り詰めた空気に包まれました。

「わたしの おkaaさんは あさの 8じから ゆうがたの 5じまで … おしごとを しています。わたしが 学どつからかえると おkaaさんは ソファでよこになって いました。おkaaさんは すこししか ごはんをたべませんでした。だからわたしはおkaaさんのために なにかしたいと おもいました。…」

「しゃんと背筋を伸ばして、肘をあげ両手で持った作文の紙を顔の前に広げ、その子は良くとおる声で最後まで読みました。読み終えて、「何か質問はありませんか。」すぐに何人も手が挙がりました。「洗い終わった時どんな気持ちがありましたか」、「疲れたけどよかったです」。次々に出る質問にときばきと答え、「これで質問は終わります」、すてきな笑顔で締めくくりました。ものおじしない態度に、小柄なその子が大きく見えたものです。

校長先生から、その子は入学した頃は手を挙げて答えることはおろか、友だちと話し合うこともできずとも心配だったとお聞きしました。廊下には柱の陰からそつと見守るおkaaさんの姿がありました。「優しい、いいお子さんですね」、はいと答える笑顔の目が潤んでいました。

家族の一員として自分も役立ちたいという意欲を育てる学習、交流を通して自分と仲間の生活を重ねて考える学習を通じて、研究目標である「伝え合い、認め合い、育ち合う」授業が、1年生に見事に結実した瞬間でした。



## ふれあいTAISHI 2014・たいし聖徳市

11月9日(日)、太子・和みの広場で、「ふれあいTAISHI 2014・たいし聖徳市」を行いました。

ふれあいTAISHIは、各種団体のご協力を頂き、青少年の健全育成を図るとともに、地域の仲間づくりを促進するために行っています。

あいにく小雨となりましたが、



多くの家族や子どもたちで賑わい、模擬店やエアートランポリン、ステージイベントでの演技、普段触れない動物に触れるミニ動物園などで、楽しい一時を過ごしました。



## 町立竹内街道歴史資料館歴史講座

11月8日(土)と13日(木)に、町立竹内街道歴史資料館歴史講座を行いました。

企画展の関連イベントとして、葛城市歴史博物館学芸員の神庭滋氏と、羽曳野市教育委員会歴史文化推進室の河内一浩氏を講師としてお招きし、聖徳太子の時代の古墳についての興味深いお話を聞くことができました。



No.1

# NEWS

## 第54回文化祭・平成26年度菊花展

10月25日(土)・26日(日)に、町立公民館や町立万葉ホール、まちづくり観光交流センターや住民ホール(役場1階)で、文化祭を行いました。

丹精込めた力作や、日頃の練習の成果を発表し、子どもから高齢者までたくさんの方が訪れ、楽しんでいました。

菊花展は、10月22日(水)～



11月6日(木)まで町立万葉ホール前で展示され、皆さんの目を楽しませていました。



## 幼稚園児が資料館で勾玉づくり体験

10月31日(金)、町立竹内街道歴史資料館で、町立幼稚園の園児が、勾玉づくり体験をしました。

27人の園児たちは太子町観光ボランティア「太子街人の会」の皆さんに、「勾玉」の磨き方を教えてもらい、素敵な首飾りを作ることができました。





# 健康展2014



10月25日(土)、26日(日)の2日間、町立保健センターで、健康展2014を行いました。

当日は、『糖尿病予防』をテーマにクイズラリーを行いました。

また、健康マシーンでからだ年齢・血管年齢の測定やストックウォーク体験コーナー、ストレスチェックコーナーなど、健

康づくりのためのいろいろなコーナーに、子どももおとなも、多くの人を訪れ、健康づくりについて楽しく学んでいました。



## PHOTO

# 障がい者ふれあいスポーツ大会

10月19日(日)、町立総合体育館で、第20回障がい者ふれあいスポーツ大会を行いました。

障がいのある人など、たくさんの方が、パン食い競走、買い物競走、玉入れなど様々な競技に参加しました。

当日はそれぞれの競技にみんな一緒に出場し、楽しく1日を過ごしました。



## 第15回三町交流中学生太子サミット

11月1日(土)、聖徳太子ゆかりの本町と奈良県斑鳩町、兵庫県太子町の3町の中学生が集い、友好を深める「中学生太子サミット」を、奈良県斑鳩町の法隆寺iセンターで行いました。

3町の町立中学校5校から生徒が集まり、午前に「斑鳩の里・歴史散策」として法隆寺と藤ノ木古墳の見学をし、午後からは



「各学校や地域の紹介」をテーマに情報交換を行い、交流しました。



## おおさか「Eの日」はEtoEto

11月8日(土)、二上山万葉の森で、太子町・太子町自然を守る会が主催する、おおさか「Eの日」二上山クリーンハイキングを行いました。

当日は自然を守る会の会員と一般参加者による、二上山の清掃活動やお楽しみ抽選会などを行いました。



No.2

# NEWS

## あべのハルカスで「秋のご当地キャラ大集合」に参加!

11月2日(日)、あべのハルカスで、「秋のご当地キャラ大集合」が行われ、たいしくんが参加しました。

あべのん、地球戦士ゼロス、いしきりん、くしたんなど、たくさんのご当地キャラが大集合し、それぞれのご当地PRや特技(かくし芸)披露、ミニヒーローショーが行われました。



たいしくんも、がんばって太子町のPRとフラフープをしました。



## 花プロジェクト

町立磯長小学校の皆さんが、秋に種をまき、大切に育てた花の苗が大きく育ちましたので、「花のあるまちづくりの会」の人たちと一緒に、道路沿いの花壇などに植え付けました。

これから色とりどりの花を咲かせ、道行く人々の目を楽しませてください。





## 秋の火災予防運動



11月9日(日)~15日(土)の『秋の火災予防運動』にあわせて、9日(日)に、太子町消防団と富田林消防本部太子分署が消防車で町内をまわり、火災予防を呼びかけました。

秋から冬にかけては空気が乾燥しやすく、暖房器具の使用などにより思わぬ火災が発生する恐れがあります。この時期は特

に、火の取り扱いに気をつけましょう。

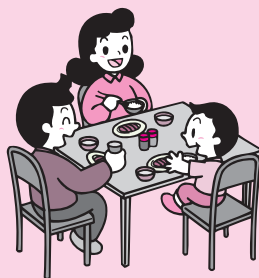


# PHOTO

## 消費生活啓発講座

11月12日(水)、町立万葉ホールで、「本当に大丈夫？食の安全」と題し、消費生活啓発講座を行いました。

講師に垣田達哉氏を迎え、私たち消費者が見落としがちな食の安全について分かりやすく説明して頂きました。





がんばった人に



◆大阪府安全なまちづくり  
ボランティア団体表彰

磯長・山田小学校区地域安全セ  
ンター

◆平成26年度大阪スポーツ賞

射撃 優秀選手賞  
東 宏

◆厚生労働大臣表彰

食生活改善事業功労者及び地区  
組織表彰

太子町食生活改善推進協議会



◆南河内地区剣道新人大会  
男子団体の部 優勝  
太子中剣道部



◆二上山カップ 優勝

◆天理北ホップスオータムカップ  
優勝

◆南大阪オータムカップ 第3位

太子ミニバスケットボールクラブ



## 太子町菊花展

入賞者の皆さん  
(敬称略)

### 大菊の部

◆大阪府知事賞

◆太子町長賞

◆国會議員賞

◆大阪府議會議長賞

◆太子町議會議長賞

◆太子町教育委員会教育長賞

◆太子町社会福祉協議会長賞

◆富田林商工会太子町支部長賞

◆太子町文化連盟会長賞

◆国會議員賞

◆大阪府議會議員賞

◆太子町教育委員会委員長賞

◆JA大阪南太子支店長賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

◆国華園賞

## わいわい朝市



[とき] 毎週土・日曜日と祝日  
[ところ] 道の駅  
近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ  
近つ飛鳥の里・太子運営協議会  
☎98-2786

## 災害時のLPガス供給協定を締結

10月15日、本町と一般社団法人大阪府LPガス協会南河内南支部富田林地区との間で、「災害時における応急生活物資等の供給に関する協定」を締結しました。

この協定により、災害時にLPガスをスムーズに確保することが可能となり、災害対策の強化が図られます。

◆問合せ 安全環境グループ ☎98-5525

## ご長寿をお祝いして

今年101歳を迎えられ、町内最高齢者となられた坂井静子さんです。

これからもお元気で過ごしてください。



## ③ 町立総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

[とき] 12月13日(土) 午後6時30分～午後9時(午後6時15分までに必ずお越しください。)

[ところ] 町立総合体育館 【受講料】200円 【定員】25人

[受講資格] 平成26年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人。

[内容] 講義…トレーニングの基礎理論/実技…ウォームアップ・クールダウンの実技

[受付] 12月4日(木) 午前11時～午後5時15分。なお、受付開始時点で定員(25人)を超えた場合は抽選。定員に満たなかった場合は以後先着順で定員に達するまで受け付けます。

12月5日以降の受付時間は午前9時～午後5時15分です。(12月13日(土)は午後1時まで) 町立総合体育館の休館日は月曜日です。ただし、月曜日が祝日・振替休日の場合はその翌日が休館日です。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344